# オカベマーキングシステム OB会 会則

#### 第1条(名称)

本会は、オカベマーキングシステムOB会(以下「本会」という。)と称し、その事務局をオカベマーキングシステムの総務経理部内に置く。

#### 第2条(目的)

本会は、会員相互の親睦と交流を図ることを目的とする。

#### 第3条(会員)

本会の会員は、オカベマーキングシステムに2年以上在職した後退職した者とし、特別な事情がある場合には、幹事会の承認をもって入会を認めることが出来る。

#### 第4条(諸活動)

本会は前条の目的を達成するため下記の諸活動を随時行う。

- (1) 定期総会、懇親会等の開催
- (2) 会員名簿の作成及び管理
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事項

#### 第5条(会費)

本会は、原則として年会費等の定例会費は徴収しない。ただし懇親会等を開催する場合は、当該活動の参加者より実費程度の費用を徴収する。

#### 第6条(役員の役割と任期)

会員の互選により、本会に役員として会長1名及び幹事若干名を置く。また役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する
- (2) 幹事は会長を補佐し、会務の運営に関する事務を分担する

## 第7条 (禁止事項)

会員は、思想・信条・宗教に関する啓蒙・勧誘活動、政治的活動、各種ハラスメントその他公序良俗に反 する行為を行ってはならない。

## 第8条(個人情報保護)

本会は、会員の個人情報を適法かつ公正に取り扱い、関係法令を遵守し、会員の権利及び利益を保護する。

#### 第9条(退会)

会員は、本人の希望によりも退会することができる。また、長期間連絡が取れない場合や、会の活動に支 障をきたす行為があった場合には、幹事会の判断により退会扱いとすることができる。

#### 第10条(会則の改正)

本会則の改正は、幹事会の決議を以って行うことができる。

この会則は、2025年11月1日 から施行する。